

## 一般質問 改正障害者基本法の理念をふまえた「共に生きる」まちづくりについて

こんにちは。かわせみクラブの竹村雅夫です。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、一昨年、障がい者にかかわる基本的な法律である障害者基本法が改正されました。この改正は、これからのともに生きる社会を考える上で大変重要な内容を含んでいます。このことについては6月議会でも若干触れましたが、改めて改正障害者基本法の理念からどんな課題が見えてくるのかということについて考えてみたいと思います。

### 件名1 「改正『障害者基本法』の理念から、藤沢のユニバーサルデザインを考える」

#### 要旨1 「『障害者基本法』について

まず、この障害者基本法全体のことについて伺いたいと思います。

これは以前にも一度議会の場でお話ししたことのあるエピソードなので、重複する部分はどうか御容赦いただきたいと思うんですが、もう今から30年近く前、私のクラスに車椅子の生徒が入学してきたことがあります。そのころはまだ知的障がいどころか、車椅子の生徒が普通学級で学ぶことさえ異例のことでした。

学校でも懸念がなかったわけではありません。スロープもないし、車椅子用トイレもないし、エレベーターだってありません。でも、実際には案ずるより産むが易しだったかなと思っています。周りの生徒たちはやがて全員が車椅子の介助を覚えてくれました。トイレやスロープも教育委員会が特別に設置をしてくれました。

もちろん、きれいごとばかりだったわけではありません。本人に、とつてもつらい思いをさせたこともあります。私たちも何度も議論を重ねました。でも、ともに学ぶための試行錯誤から教師も生徒たちも大切なものを学んでいったと思っています。

しかし、やがて私たちはこんな現実突き当たります。その生徒が市内の県立高校を受験することになって、私はその高校に配慮事項をお願いに行ったんですね。車椅子用の机が必要ですので、それは中学から持ってきます、階段の上り下りは同じ中学から行った生徒たちが全部介助するので高校にお手数はおかけしませんというふうに説明していたときです。それまでずっと苦虫をかみつぶしたような顔で聞いていた、その高校の教頭先生が、いきなり吐き捨てるようにこう言ったんですね。そんな生徒は養護学校に行きゃいいんだよ、そんな予算があればほかの生徒のために使いたいんだ。

これ、実際にあったことです。余りの言葉に私はもう言葉を失いました。でも、考えてみれば当時はこれが常識なんですね。ともに学ぶなんて考えた私たちこそ非常識だったのかもしれない。

あれから随分たちました。バリアフリーとか、ともにという考え方は、もうごく当たり前のことになりました。車椅子の生徒が普通学級でともに学ぶのは今や特別なことじゃありません。それどころか、かつて、そんな子が普通級なんて無理だと言われた車椅子の生徒の中には、成長して教員採用試験に合格して、今や先生となって教壇に立っている例ま

であります。

去る8月29日、神奈川県のおよむ教育臨調は「障がいのある児童生徒が地域の学校の普通教室と一緒に学ぶ『インクルーシブ教育』の推進」を黒岩知事に提言しました。隔世の感があります。でも、あの、そんな生徒は養護学校に行けばいいんだという言葉に象徴されるような認識や障がい者への差別は本当になくなったのでしょうか。

先日、貫地谷しほりさんが知的障がいのある主人公を演じた「くちづけ」という映画を見ました。ごらんになったことのある方もいらっしゃるでしょうか。この映画には今でも障がい者が置かれている厳しい現実が率直に描かれています。

この映画の結末は、余命3カ月と宣告された父親が将来を悲観して、最後には娘を殺してしまうという非常に辛いものですね。私は、この結末にはちょっと異論があるんですけども、ただ、残念ながらこうした事件は私たちの身近に今でも起きています。先日、藤沢市内で障がい者雇用を売り物にしていたある企業が突然に雇用を実質的に打ち切り、障がい者の方たちが何の支援もなく放り出されるという問題も起きました。まだまだ課題が山積していると言わなければなりません。

一昨年の8月、障害者基本法が改正されました。この改正はさまざまな限界はあるものの、障がい者を福祉の対象ではなく権利の主体と位置づけたことや、原則分離から原則統合を定めたことなど、これからのともに生きる社会の方向を明確に示したものと私は評価したいと思います。もちろん、あくまで基本法ですから、今後の関連法規の改正を待たなければ自治体の政策に直ちに反映されるものではありません。ただ、法の改正を待たずとも、今からでも議論したり取り組んだりできることはあるのではないのでしょうか。

この障害者基本法とはどのような法律か、概略を伺います。

福祉部長（佐川悟） 竹村議員の一般質問にお答えします。

障害者基本法につきましては、平成23年8月に改正法が施行され、全ての国民が障がいのあるなしにかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの基本理念が掲げられました。そして、その基本理念にのっとり、全ての国民が障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが目的とされているものでございます。

では、そもそも障がいとは何なのでしょう。例えば藤沢市でも以前、公文書などで障害の害という漢字を平仮名に変えたことがありました。もちろん差別を助長しかねない表現を改めることはよいことなんですけれども、問題は、単に、ちょっと厳しい言い方になるかもしれませんが、言葉の言いかえだけではないはずだと思います。

基本法では障がいの定義が、いわゆる医学モデルから社会モデルと言われるものになりました。この新しい定義について伺います。

福祉部長（佐川悟） 障害者基本法における障がいの定義ですが、障がいのある方が日常生活、社会生活の困難に直面する原因を、個人の心身の機能に求める医学モデルではなく、

継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態、いわゆる社会的障壁を取り払うための努力を社会の側に要請する社会モデルの考えを盛り込んでいるものでございます。

この考え方は非常に大事だと思うんですけども、例えばよく眼鏡の例が引き合いに出されるんですけども、実は私も非常に強度の近視なんですね。でも、眼鏡という社会資源があるために、私は今のところ何不自由なく社会参加ができています。でも、もし例えば大震災が起きて眼鏡が壊れて、新しい眼鏡がしばらく手に入らなければ、私は日常生活に著しく不便を強いられることになります。これは語弊がある言い方かもしれませんが、いわば実質障がいを持つに等しい状態になってしまうわけですね。これは障がいが心身の機能と社会資源の相関関係で決まるという一つの例で、よく説明されることです。

物理的な問題だけではなくて、例えば小学生が初めて眼鏡をかけて学校に行くと、やあ、眼鏡かけてるなんて言われて、だから、僕はもう眼鏡をかけて学校に行きたくないなんて言い出すこともありますね。これは例えて言えば、差別の存在が社会参加を妨げた例ということになると思います。

この社会的障壁を除去するための措置を合理的配慮というふうに言うわけですけども、基本法ではこの合理的配慮についてどのように定めているのでしょうか。

福祉部長（佐川悟） 障害者基本法第4条の差別の禁止事項で、障がい者に対して障がいを理由として差別すること、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない、また、社会的障壁の除去は、それを必要としている障がい者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならないと定められております。

例えばスロープを設置することなども、これはだから合理的配慮ということになるわけですね。ですから、そんな予算があればほかの生徒のために使いたいなんていうことはあってはならないということが法律で定められたということになると思います。

ただ、そのように私たちがわかっている合理的配慮もあれば、案外まだ理解していないこともあるのかもしれませんが。この冊子なんですけども、（資料を提示）これは神奈川県自閉症協会が、障がい当事者がどんな合理的配慮を求めているのかということをもとめた研究報告書なんですね。特に発達障がいについては外からはわかりにくい障がいですから、私もこの提言を読んでみて初めて、ああ、なるほどと気づかされることもたくさんありました。

例えば、感覚過敏がある人が多いので体にさわらない、嫌いな音から遠ざける配慮をしてほしいとあります。例えば白浜養護に行かれたことのある方はお気づきかもしれませんが、（資料を提示）こういうイヤホンみたいなものをしている子どもがいます。これはイヤホンではありません。外からの音が苦手な子が、これをつけることで音を遮断します。そうすると落ちつけるんですね。それから、例えば最後に退場するとき握手じゃな

くてハイタッチがいいよというふうに言われる。あれは強い接触を嫌がりますから簡単なハイタッチがいいとか。実は、こういうことって、なかなか外から見ていただけではわかりません。恐らく、例えばこれから障がい者就労を進めていくような場合にも、そういうことを周囲が理解しているかどうかというのが、障がい者雇用をうまく進めることができるかどうかの大きな鍵になるんだらうと思います。ですから、ぜひ藤沢市としても当事者がどんな合理的配慮を求めているのか、これを積極的に検討していただきたいと思います。

さて、障害者基本法のことに戻りますけれども、これが画期的と言われているのは、基本法の改正内容を論議した障がい者制度改革推進会議、この委員の過半数を障がい者または障がい者団体の関係者が占めていたことです。でも、それは逆に言えば、今までの議論は当事者抜きに行われていたということにもなるわけですね。

国連の障害者権利条約のスローガンは、ナッシング・アバウト・アス、ウイズアウト・アス。私たち抜きに私たちのことを決めないでというものでした。この自分たちのことは自分たちで決めたいという、いわば自己決定ということも大切なことだと思います。

藤沢市の場合はどうでしょうか。

今、ふじさわ障がい者計画の見直しに向けた論議が始まっていますけれども、当事者の参加や意見反映は基本となっているのでしょうか。

福祉部長（佐川悟） 現在、障がい者総合支援協議会の中の障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会において、ふじさわ障がい者計画2014の進行管理を行っております。障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会につきましては、この4月に委員改選がございまして、11人の委員のうち障がい当事者団体からは4人の方を選出し、検討委員会に参画していただいております。

より多くの当事者からの意見を反映していく体制を整えまして、ふじさわ障がい者計画の見直しに向けた取り組みを始めたところでございます。

私も以前、傍聴させていただいたことがありましたが、その場でもやはり、障がいといったっていろんな種類があるんだ、やっぱり当事者じゃなければわからないことだってたくさんあるという意見も、たしか出ていたと思います。ぜひとも積極的にお取り組みをお願いしたいと思います。

なお、これは要望なんですけれども、では、当事者と言うけれども、身体障がいの場合にはまだいい、知的障がい者はどうするのという意見もあるかと思うんですね。ただ、政府の障がい者制度改革推進会議、これがやはり画期的と言われているのは、委員として知的障がいの方も参加をしていたんです。（資料を提示）

例えば、こういうレッドカードが使われました。つまり、いわゆる健常者の難しい言葉がわからなければ、その言葉はわかりませんと言えるんですね。だから政府も、（資料を提示）これは内閣府がつくった改正障害者基本法についてのパンフレットなんですけど、わかりやすい版というんです。表現をわかりやすくして、全部振り仮名が振ってあります。こ

ういう配慮ってできるわけですよ。

今や成年後見のついた方についても選挙権を認めるという流れになりました。ですから、ぜひ知的障がいの方たちも含めて、柔軟な視点で当事者の意見を取り入れていただきたいと思います。

それでは、次に、要旨2「『共に学ぶ』ための条件整備について」伺います。

今までの法律では障がいのある子は原則として特別支援学校に就学すると決められていました。ともに学ぶという発想は基本的にはなかったわけです。ですから、最初にお話しした、そんな生徒は養護学校に行けという発言も、言い方は別にして法律的には決して間違っていないかったですね。

では、改正された障害者基本法第16条はどのように変わったでしょうか。

教育部長（吉田正彦） 改正された障害者基本法第16条につきましては、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項のうち、教育に関する条項でございます。

平成23年の主な改正点についてでございますが、国及び地方公共団体において、可能な限り障がい者である児童生徒が障がい者でない児童生徒とともに教育を受けられるよう配慮すること、また、障がい者である児童生徒や保護者に対し十分な情報提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないことなどの配慮義務等が加えられております。

つまり、大変大きな転換だと言えらると思っておりますけれども、従来の原則分離が原則統合に変わったということだと思っております。もちろん私は決して特別支援学級や特別支援学校を否定しているのではありません。大切な教育の場だと思っております。ただ、1つの問題は、どの学校で学ぶのかということをお自分が選べるのかどうか、あるいは保護者が選べるのかどうかということだと思っております。

今までの制度では、どの学校で学ぶかは基本的には本人や保護者が選択できませんでした。ところが、基本法の改正に伴って、従来、これは障がい児の振り分けという批判もあったわけですが、学校教育法施行令第5条が改正されました。この改正の内容について伺います。

教育部長（吉田正彦） 学校教育法施行令第5条につきましては、小中学校の入学期日等の通知及び学校の指定等就学に関する条項で、平成23年に改正された障害者基本法の趣旨を踏まえ、平成25年に改正されたものでございます。主な改正点についてでございますが、従来は就学基準に該当する障がいのある子どもは特別支援学校に原則就学するという規定でしたが、改正後は、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人、保護者の意見、教育学、医学、心理学等、専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定すると改められたものでございます。

つまり、「原則として特別支援学校に就学する」という規定がなくなって、就学先の決定の判断材料の一つに「本人、保護者の意見」という言葉がはっきりと入ったということですね。つまり、ある意味、歴史的な改正と言えらると思っております。

ただ、冒頭にお話しした車椅子の生徒の例のように、藤沢市では今までも自主的に本人

や保護者の希望が、もうこれはかなり柔軟に尊重されてきたと思います。

藤沢市のいわゆる障がいのある子どもの就学についての基本的な姿勢、それから、考え方について改めてお聞かせください。

教育長（吉田早苗） 障がいのある子どもの就学における藤沢市教育委員会の姿勢及び考え方についてでございますが、本市教育委員会においては、ともに学び、ともに育つの教育理念のもと、障がいのあるなしにかかわらず、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を行うよう努めてまいりました。

就学に関しましても、障がいのあるなしにかかわらず、就学相談を必要とする保護者に対しましては、就学相談員が数回にわたって相談を受けております。また、就学に際しましては教育委員会が医師等専門家を交えて就学支援委員会を開き、一人一人の子どもについて通常学級、特別支援学級、特別支援学校、通級指導教室のいずれかに通うことが、その子にとって最も望ましいかという総合的な見地により、話し合いを行った結果を保護者に情報提供し、就学先を保護者が選択できるようにしております。加えて、保護者が就学前に学校公開等を利用してそれぞれの学校や学級を見学することができるように情報提供を行っております。

本市教育委員会といたしましては、一人一人の子どもの可能性をより一層伸長するにふさわしい就学を、子どもの成長に期待する保護者の心情に寄り添いながら、保護者とともに考えております。

もちろん大変な議論もあったし、今でもあると思っています。ただ、こうしてみると、これまで藤沢の目指してきた、ともに学ぶという方向性は決して間違っていなかったと言えるかもしれません。

ただ、この改正について賛否両論があるのも事実だと思います。当事者団体からは歓迎する声もある一方、戸惑いもあります。ある発達障がいのお子さんを持つお母さんは私に、障がいについて十分な知識を持たない親の判断だけで、その子の教育環境を決めてしまえば、深刻な二次障がいを引き起こしかねないと懸念するメールをくださいました。学校でも重度や重複の障がいのあるお子さんを受け入れている例がありますがけれども、実際は決して簡単なことではありません。この基本法の目指す、ともに学ぶ教育は本当に可能なのでしょうか。

私は実は昨年、大阪府の東大阪市を視察させていただきました。この東大阪では障がいの有無にかかわらず、どの子もまず地域の小学校に就学通知が出されます。その上で、希望があれば特別支援学校も選べるという制度なんですね。つまり、藤沢が今まである意味運用で行ってきたことを、もう制度として定めている。いわば障害者基本法を先取りしている地域です。

今までさんざんきれいなことを言っておきながら、非常に現実的な質問を東大阪でしたんですけれども、教育委員会の課長さんに、東大阪で混乱とか戸惑いはないんですかと実

は聞いたんですね。そうすると、課長さんは笑って特にありませんよとおっしゃるんです。ただ、当然その施設も改善するし、介助員や、それから、場合によったら医療的な介助が必要だったら看護師さんもつける。条件整備は十分に行うということでした。

そして、もう一つ大事なポイントは、小学校入学の直前になって、さあ、どうしますかと迫るんじゃなくて、事前に十分な情報提供を行う。このことなんだそうです。幼稚園や保育園の早い段階から、今も御答弁にありましたけれども、普通学級も特別支援学級も特別支援学校も見ていただく。それぞれに実は一長一短があるわけで、そのことも十分に知っていただく。学校だけじゃなくて社会に出てからのことだって重要ですから、障がいのある子どものライフステージについて、一生のことについて講演会も開く。それから、さまざまな選択をされた親御さんの経験を聞く会も設ける。そういう情報提供を十分した上で判断、選択の保障なんですね。これは私は非常に示唆的だと思いました。

先ほどもあったように、基本法は16条で、その、ともに学ぶという目的を達成するため、十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないと定めています。十分な情報の提供と意向の尊重とはセットなんですね。

ちなみに、では、その情報提供を十分に行った結果、皆さんはどんな選択をされる傾向がありますかと聞きました。すると、もしかしたら普通学級に希望者が殺到するのではないかとお考えかもしれませんが、そうではありませんよとおっしゃるんです。東大阪では地域の学校の特別支援学級を希望される親御さんがとてもふえましたと言うんですね。

これはちょっといろいろ、もちろん特別支援学校で働いていらっしゃる方たちには失礼な言い方だったら御容赦いただきたいんですけども、でも、遠くの特別支援学校に通うと、この子が地域から忘れられてしまうんだ。だから、それより、できれば地域の学校で地域の仲間の子もたちと一緒に通いながら、同時に一定の支援も受けたい。そういう希望なんだそうです。これがとってもふえたというんですね。だから、その意味では意向の尊重は決して非現実的なことじゃないとおっしゃっていました。

東大阪に視察はこのごろ多いんですかと伺ったら、先日、文部科学省が来たとおっしゃるんです。だから、もしかしたら文部科学省も、この東大阪を一つのモデルと考えているのかもしれない。

さて、藤沢ではどうでしょうか。

この情報提供ということについて今までも取り組まれてきたとは承知していますけれども、さらに改善を検討する必要もあるのではないのでしょうか。

教育部長（吉田正彦） 本市教育委員会におきましては、小学校入学について不安をお持ちの保護者を対象に学校教育相談センターによる就学相談説明会を年2回開催しております。昨年度につきましては延べ80名程度、今年度は延べ90名程度の参加がございました。説明会の開催に当たっては市の広報でお知らせしているほか、各幼稚園、保育園、その他関係各課、関係機関にもチラシを配布し参加を呼びかけております。加えまして、太

陽の家しいの実学園や幼稚園長会、公立保育園長会、私立保育園長会に伺い、就学に関する説明や就学相談説明会の周知を図っているところでございます。

今後につきましては、ここ数年において5歳以下の子どもの保護者も含め、就学相談説明会の参加者がふえていること、支援のあり方が多様化していることなどから、保護者の御要望に應えるために就学相談説明会の開催回数をふやすことや、一人一人の子どもの状況に合わせた就学後の支援の方法について十分伝えられるよう、就学相談説明会の内容の充実につきまして検討してまいります。

加えまして、現在幼稚園、保育園に入園していない子どもの保護者への周知が十分でないという課題も見えてきておりますことから、さらにホームページ等の活用の検討も含めまして積極的に情報提供を図ってまいりたいと思っております。

ぜひいろいろな角度から御検討をお願いしたいと思います。

ただ、同時に学校現場もさまざまな課題を抱えているのも事実です。条件整備も欠かせないと思います。ただ、この条件整備をお願いするには、私は大前提があると思っております。藤沢市というのは本当に、例えばスクールカウンセラーや介助員など、これを手厚く配置していただいていると思っております。ただ、ちょっと懸念もしているんですけれども、一部で課題がある子は介助員さんにお任せとか、悩みのある子はカウンセラーにお任せという傾向が生まれていないんでしょうか。子どもと接するのは、まず担任だと思います。担任がまず子どもの話を聞いて、担任がまず障がいのある子に向き合わなければ意味はありません。その上で足りないところを介助員さんをお願いする、カウンセラーさんに手伝っていただくというのが基本なはずです。

だから、私はその点、もちろん若い先生たちがふえて、なかなか難しいとか、いろんなことがあると思いますけれども、現場もそれを考えなければならないと思います。

そのことを前提とした上で、担任の先生が目の前の子どもに向き合えるための条件整備について、教育委員会のお考えを伺いたいと思います。

教育長（吉田早苗） 議員御指摘のとおり、支援を要する、要しないにかかわらず、一人一人の子どもに向き合うための条件整備については大変重要なことと考えております。近年、学校現場では児童生徒一人一人の教育的ニーズが多様化し、担任一人の力では対応することが困難な状況が生じております。

本市教育委員会といたしましては、ともに学び、ともに育つという教育理念のもと、各学校に介助員やスクールカウンセラー、新入生サポート講師を派遣することにより、さまざまな教育的ニーズを必要とする児童生徒の指導を行う担任の支援を行っております。学校はこれらの人的支援を有効に活用するために、全職員で児童生徒についての共通理解を深め、組織的な対応ができるよう工夫しております。また、個別に課題を抱える児童生徒の指導について校内研究や研修を行い、指導力の向上を図っております。さらに、行事の精選や校務の内容を整理し、組織的に取り組むことにより、児童生徒と向き合うための時

間の確保に努めております。

本市教育委員会といたしましては、中学校における校務支援システムを導入し、成績などの事務処理の効率化を図るといったように、環境整備も含めて教員が児童生徒一人一人と向き合うための時間を確保できるよう、今後も学校の支援に努めてまいります。

教育長もおっしゃるように、障がいのある子だけではなくて、障がいの有無にかかわらず、どの子も支援を必要としているという視点で、ぜひ支援教育に取り組んでいただきたいと思います。それが教育のユニバーサルデザインということだと思えます。

続いて、要旨3「『共に働く』ための自治体の役割について」伺います。

さて、その障がいのある子どもたちもいつか卒業し、社会に出ていきます。学校は今、ともに学ぶインクルーシブ教育の流れの中にあると申し上げましたけれども、では、この社会はどうでしょうか。（資料を提示）

ここにある冊子は、神奈川県の子閉症児・者親の会連合会が編集した「私たちが会社で働きたい！」という冊子なんですね。この冊子はこんな言葉で始まっています。「これまで、国や県、市が行政上の施策として、私たちのような障害のある人に対して、年金を支給したり、施設を建てたりしてきました。しかし、施設の中だけの生活は普通の市民の生き方ではありません。普通の人々は自分で働いたお金の中から税金を払い、好きなものを食べたり、好きなところへ旅行したりします。私たちもできるだけ普通の人々のように生きていきたいのです。私たちは一人の市民として働きたいのです。働く機会を与えてください」。

私は、この文章が、障がい者が働くということの意味を、ある意味端的にあらわしていると思います。確かに障がい者のためのさまざまな福祉施設は充実してきました。それは大切なことです。ですが、冊子の「施設の中だけの生活は普通の市民の生き方ではありません」という言葉も大切だと思うんですね。

障がい者就労の話になると、どうかすると、まず法定雇用率の議論から始まることも少なくないんですけれども、でも、それは本質ではないんじゃないでしょうか。藤沢市は障がい者が働くことにどんな意味があるとお考えでしょうか。

福祉部長（佐川悟） 障がいのある方たちが働くことの意味でございますが、働くことの意義といたしましては、社会の一員として参画する喜びを感受できること、働くことを通じて自己の成長が図られること、働くことで収入を得てよりよい暮らしができることなどがあり、これらは障がいのあるなしにかかわらず誰もが共通のものであると認識しております。

本当におっしゃるとおり、誰にとっても働くことの意味、共通だと思います。ぜひその点を基本にさせていただきたいと思います。

さて、改正障害者基本法では、障がい者の雇用を促進する主体として、従来は事業者だけだったんですけれども、新たに国及び地方公共団体が明確に位置づけられました。これからは一層藤沢市も障がい者の雇用促進に取り組むことが求められてくると思います。

では、市役所内における障がいのある方はどのような場所でどのような働き方をしているのでしょうか。その状況をお聞かせください。

福祉部長（佐川悟） 市役所内における障がいのある方の就労状況でございますが、まず、常勤の職員として庁内26課に41人が勤務しております。

次に、外部委託をしております庁内の管理業務として、文書の集配業務と機密文書のシュレッダー業務でそれぞれ障がいのある方が就労しております。また、職員会館における喫茶店業務や新館ロビーにおける物品販売においても障がいのある方が働いております。

さらに、障がい福祉事業所や特別支援学校の実習として図書館など、さまざまな場所で職場体験をしていただいております。

ぜひ積極的にこの取り組みを進めていただきたいと思います。ただ、特に常勤の方の場合、多くは身体障がいの方です。これからの課題は知的障がい、それから精神障がい者の雇用だというふうに思います。その意味では、今回補正予算で提案された環境事業における障害者雇用は大切な試みだと思います。

これはその際に申し上げたんですけれども、雇用することがゴールではないと思います。多分つまづくこともあると思うんですね。うまくいかないこともあると思います。でも、それが大事なのであって、そこからスタートなのであって、そこから見えてくるさまざまな課題をみんなで考え、共有し、そして市全体に広げていっていただきたいと思います。その点こそが基本法の定める地方公共団体の役割なんだろうと思います。

自治体における障がい者雇用の先進例として知られている千葉県庁に、私、かつて伺ったこともあるんですけれども、千葉県庁の場合、チャレンジオフィスちばという障がい者雇用のセクションがあるんですね。チャレンジというのは、アメリカで障がい者のことを、神から試練を与えられし者という意味で使う言葉なんですけれども。

県庁のホームページには、このチャレンジオフィスについてこんなふうに紹介されています。「『チャレンジオフィスちば』は、知的や精神に障害のある方を県庁内で雇用し、県職員が障害のある方と共に働き理解しあうための職場です。千葉県から行政機関における障害者雇用の仕組みを積極的に発信していきます」。この説明って、障がい者雇用について自治体が担うべき役割を非常にわかりやすく述べていると思っています。職員がともに働き理解し合うこと、障がい者雇用の仕組みを発信していくこと、この2つなんです。単に雇用率の問題じゃない。

このように、基本法の改正あるいは千葉県庁での取り組みの例などを踏まえ、今後、藤沢市が障がい者雇用において果たすべき役割についてどのようにお考えでしょうか。

市長（鈴木恒夫） 本市では、ふじさわ障がい者計画2014の目指す社会像の一つとして、全ての方が安心して生活できるユニバーサルな社会づくりを掲げております。障がいのある方がさまざまな社会的障壁により働くことが制限されてしまう現状を踏まえ、障がい特性に配慮をするとともに、関係機関や企業、事業所と連携して障がいのある方の多様な就業の機会を確保すること、庁内の職場体験を通じて民間企業への就労へつなげることなど、障がいのある方の将来に向けた選択肢を広げることが大切であると考えております。

本市といたしましては、このような取り組みを積み上げることや先進事例などを参考に、障害者基本法の理念を踏まえ、みんなにやさしい藤沢、いきいき働ける藤沢の実現に努めてまいります。

市長直々の御答弁ありがとうございました。

最後に要望ですけれども、(資料を提示)これはふじさわ障がい者計画2014の取り組み事業シートですけれども、これを見てみました。そうすると、実際私、やはり藤沢市は障がい者施策について非常に積極的に取り組んでいただいていると思います。これを見てもAやBの事例は非常に多いんですね。ただ、残念ながら、市役所が主体となる障がい者就労の部分について言うと軒並みCなんです。だから、まだ課題がたくさんあるだろうと思います。

もちろん簡単ではないことはよくわかっています。ただ、先ほど申し上げましたように、今回の環境事業における障がい者雇用も、ぜひここだけに終わらせずに、障がい者就労支援庁内ネットワーク連絡会などを中心に、例えば福祉の観点だけではなく、例えば労働政策の観点なども含めて、ぜひ全庁的な取り組みに広げていただきたいと思います。お願い申し上げます。

#### 要旨4 「『共に地域で暮らす』ための課題について」

障がい者に対する差別や偏見がなくなるとしたら、その理由の一つは、共に学んだり共に暮らしていない、だから理解できないということになるのかもしれませんが。

例えば、これも以前に話したことのある有名な逸話ですけれども、東大の障がい者雇用のエピソードというものがあります。東大は数年前にキャンパスの清掃を知的障がいの方たちをお願いを、委託をしました。ところが、この清掃が始まった途端、大学の事務局に学生からの通報が相次いだそうです。キャンパスに不審者がいる。東大生の障がい者に対する認識、この程度だったわけですね。

でも、学生ばかりを責められないのかもしれませんが。今や東大合格者の多くは私立の進学校の卒業生です。そのような学校には特別支援学級などありません。ですから、障がいのある仲間とともに学んだり過ごしたりする経験が恐らくなかったんだと思うんですね。だからわからない。だから不審者などと本当に思ってしまったんだと思います。同じ地域や学校でともに過ごす、職場でともに過ごす。それは障がい者にとっても、いわゆる健常人にとっても大切なことではないのでしょうか。

改正障害者基本法では第14条に、「可能な限りその身近な場所で」という言葉が加えられました。その趣旨をどのように考えておられるか、お聞かせください。

福祉部長（佐川悟） 改正障害者基本法第14条の趣旨でございますが、障がいのある方が地域社会と隔離された施設内で暮らすのではなく、障がいのあるなしにかかわらず、ともに地域社会を構成する一員として暮らす共生社会の実現を目指すものと考えております。

障がいのある方たちが身近な地域でともに暮らすということについては、多くの社会福祉法人などがその重要な役割を担ってくれています。

藤沢市内の障がい者にかかわる団体やNPOなどの状況を教えてください。

福祉部長（佐川悟） 藤沢市内の障がいのある方にかかわる団体の状況でございますが、障がいのある方が住みなれた地域で継続的に暮らすためにはさまざまな支援が必要であり、社会福祉法人やNPO法人など障がい者支援団体が提供する障がい福祉サービスは必要不可欠なものでございます。

本市における障がい福祉サービスの状況でございますが、障がい者支援団体の御協力により、例えば日中活動事業所は昨年度は5カ所、今年度も新たに3カ所開設し59事業所となり、年々地域活動の場の拡大が図られてきております。

つまり、障がい者福祉にとって、こういう法人は、もうなくてはならないものなわけですね。

では、これらの法人はどんな活動をしているのかということなんですけれども、ある精神障がい者の施設でこんな話を伺ったことがあります。精神障がいの方は、特に真

夜中に精神的に不安定になることが少なくないそうなんです。そうすると、職員の方が利用者さんに自分の携帯の番号を教えてあるというんです。そして、24時間、真夜中でいいから電話をかけてきなさいと言って話し相手になり、そのサポートをします。本当にちょっと危ないと思ったら家まで訪問する。このような社会福祉法人やNPOの皆さんによって障がいがある方たちの地域での生活は支えられているわけです。

でも、ここで働く職員の方たちの待遇がどうか、皆さん御存じでしょうか。先日お話を伺ったある施設長さんは、もう勤続十何年かになるんですけれども月収は24万円程度。給料の遅配も珍しくありません。こんな例がほとんどです。こうした方たちの献身的な努力で障がい者福祉は成り立っているわけです。

先ほど「くちづけ」という映画の話をしました。映画で父親が娘を殺してしまう、その背景として、今まで通っていたグループホームが財政的に行き詰まって閉鎖されることになり、親子が行き場を失ってしまったということが描かれています。本当にぎりぎりのところで運営されている法人にとって、最悪の場合、閉鎖ということもあり得るとするのは映画の上だけの話ではありません。

今、神奈川県下の法人の間で大変な不安が生じています。県は昨年、緊急財政対策を打ち出しました。この中で地域活動支援センターに対する補助金を交付金とする方針が示されています。しかし、県は、その説明会の席上、この理由を開口一番、財政上の理由というふうに口にしたそうです。これでは趣旨が違ふし、運営を続けられなくなるんじゃないかと大変な懸念が生じています。

県の補助金の交付金化に対してこれが補助水準への切り下げにつながらないよう、市としても対応を図っていただく必要があるのではないのでしょうか。

福祉部長（佐川悟） 県緊急財政対策における市町村補助金の交付金化につきましては、これまで課長レベル、副市長レベル、市長レベルの意見交換を行い、この意見交換の場で交付金化に当たっては総額を確保すること、支援を減らすことができない障がい福祉分野については制度設計に当たり十分な配慮をすることなど、強く要望してまいりました。

現在、県からは交付金化による具体的な案等は示されておりませんが、今後も交付金化に対する情報収集に努め、障がい福祉サービスの低下や事業所の運営に支障を来すことがないように、さまざまな機会を捉えて県に要望してまいりたいと考えております。

実際、いろいろな団体さんからも極めて切実な声が上がっています。ぜひとも積極的なお取り組みをお願いしたいと思います。

さて、この社会にはまだまだ障がい者に対する無理解や偏見が残っているんじゃないかというふうに申し上げました。特に身体や知的障がいに比べて理解がおくれているのが、やはり精神障がいなんだと思います。先般成立した障害者差別解消法の附帯決議に、こんな条文がありました。「国及び地方公共団体において、グループホームやケアホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意を求めないことを徹底するとともに、

住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うこと」。「周辺住民の同意を求めないことを徹底する」。これは大変な附帯決議だと思います。

障がい者施設、特に精神障がい者施設の建設には地域から反対が起きることも少なくありません。でも、障がい者は決して危険な存在ではありません。ですから、例えば大阪府に私は伺ったことがあるんですけども、大阪では以前から地域の同意を得るという行為自体が差別的なんだという観点から、福祉施設の建設に地域の同意は得ないという方針を、もう明確にしているそうです。今回ようやく国の段階でもそのことが附帯決議として明確にされたわけですね。画期的なことだと思っています。

もちろんこれは周辺の皆さんを、住民の皆さんを無視してよいということじゃありません。この決議にもあるように、ふだんから障がい者の方たちと地域でともに暮らす環境をつくり、お互いの理解を進めるための啓発や条件整備を進めることを何より求めているわけですね。その結果として同意が必要でなくなるんだらうということだと思います。ですから、例えば障がい者雇用にしても、市役所が精神障がい者の雇用を進めていただければ、もし反対運動があったときにも、いや、危険じゃありませんよ、今私たちは一緒に働いていますよということが市役所としても言えるわけですよ。ぜひそのような観点に立って附帯決議をしっかりと受けとめていただきたいと思います。

ただ、そうは言っても、これは非常に長い道だと思います。現実には偏見は残ります。だからどうなるかということ、特に精神障がいの方は御自宅の近くの施設に通えないということがしばしば起きます。誰も知らない遠くの施設に通う方がいらっしゃるんです。こういう事情なんです。中にはあえて隣の市の施設に通うことだってあります。だから、藤沢の施設が茅ヶ崎からの通所者を受け入れたり、藤沢からあえて茅ヶ崎の施設に通う方がいらっしゃる。ですから、施設に通う方への交通費助成という制度がありますけれども、これは実は小さなことに見えるかもしれませんが、とっても大事なことなんです。

ところが、藤沢市障がい者施設等通所交通費助成要綱では、対象から他市からの支給決定を受けている者は除くというふうにされています。このために何が起きているかというと、ほかの市で支給決定を受けた、その方が、例えば藤沢市内に今は転居して居住をしている。にもかかわらず通所交通費の助成が受けられないというケースが出ているわけです。これは極めて象徴的な話だと思います。本当は自分の身近な地域で通所できることが理想です。それができないからこそ、この通所交通費助成があるわけですね。

このような観点を踏まえ、私はこの要綱はぜひ支給に向けて見直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

福祉部長（佐川悟） 交通費の助成制度でございますが、法律によらない市町村単独の助成制度であり、その取り扱いは市町村によりさまざまでございます。福祉サービスには援護の実施者との考えがあり、入所施設を多く抱える市町村が負担とならないよう、施設入所前の市町村が責任を持ち入所後必要な支援を継続的に行うことが原則となっております。

県内の他市の状況でございますが、住民登録のある障がいのある方を対象としている市もございまして、援護の実施者の原則に基づき助成をしている市もございまして、今後につきましては、本市の交通費助成制度も援護の実施者の原則に基づき対象者を拡大するとともに、他市とも調整を図ってまいりたいと考えております。

おっしゃるとおり、確かに藤沢市だけで解決できる問題ではない部分は多々あると思いますので、いろいろな機会を捉えて、ぜひ全県の課題として議論していただければと思います。

さて、最後になりますけれども、今回、いわゆる障がい者という少数派にすぎない方たちの問題を取り上げました。実は先日、この障害者基本法の改正のことについて、ある学校の先生とお話をしていたときに、こう言われてしまいました。あなたは障がいのある生徒と一緒に学ぶとか言うけど、学校だって大変なんだよ、どれだけ忙しいか知ってるでしょ、たった1人の問題にかかわっていたら切りがないじゃないか。まあ、あえて反論はしなかったんですけれども、多分本音としてあることだと思えます。忙しい現場の状況もよくわかりますから非難をしようとは思わない。

ただ、たった1人の問題と言い出したら、障がいのある子だけじゃなくて、例えば外国につながる子も、いじめられている子も、さまざまな悩みを抱えている子も、みんな1人の問題です。少数派の問題です。切り捨てられてしまう。1人の問題や少数派の問題を大切にできないなら、私はきっと誰の問題も大切にできないと思います。逆に1人の問題のように見えることに寄り添っていったら、きっとそこに皆に共通する課題が見えてくると思うんですね。

白浜養護学校の元の校長先生だった阿久澤栄さんが、(資料を提示)退職されてからこの「特別支援教育は『特別』なの？」という本を書かれています。阿久澤さんはこの中でこういうふうにおっしゃっているんですね。これは教育に関することですが、「教員が……子どもたちの教育ニーズに合わせて授業を柔軟に組み立て直せば……それは結果的に学校のすべての子どもたちの学習指導も着実に進めることにつながります。障害の疑われる子どもたちが理解しやすい学習指導は、他の子どもたちにとっても理解しやすいからです」。本当にこの言葉に象徴されると思います。

いろんな場面に置きかえてみれば、障がいのある人が働きやすい職場は、きっと誰にとっても働きやすい職場なんだと思うんですね。障がいのある方が住みやすい藤沢は、きっと誰にとっても住みやすい藤沢だと思います。それがユニバーサルデザインということではないのでしょうか。

ぜひ障害者基本法の理念を生かした、誰もが住みやすい藤沢のユニバーサルデザインを目指していただくよう要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。